

士別市公園施設長寿命化計画(案)

概 要 書

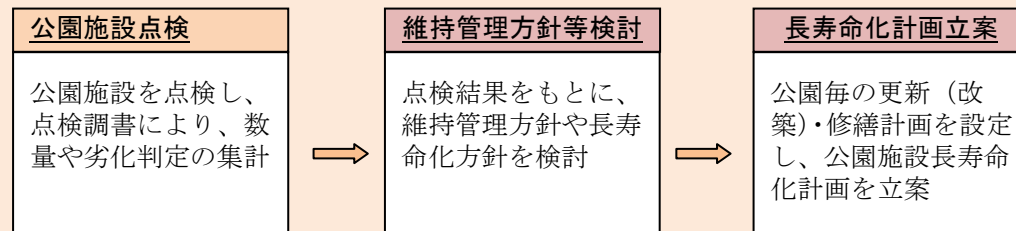
1. 計画の概要

1-1 計画目的

本計画は、士別市の都市公園施設において、利用者に対する安全性の確保、また公園施設のライフサイクルコスト削減の観点から、「公園施設長寿命化計画」の策定を行い、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等の推進を目的とします。

なお、本計画は北海道から発行されている「公園長寿命化計画策定要領」（以後：要領）により策定します。

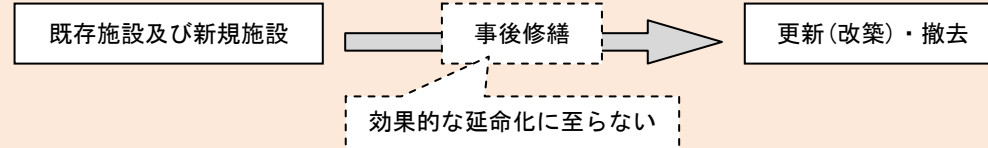
1-2 計画策定の流れ



1-3 現状の公園管理と長寿命化対策の対比

■現状の公園管理

今までは異常発見の都度、措置を施す形で維持管理を行っていたため、効果的な施設の延命化が図られていませんでした。

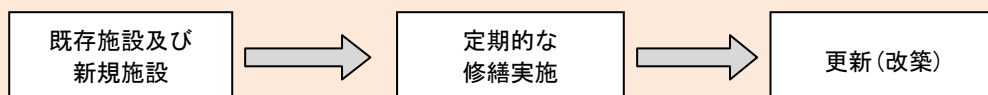


効率的な維持管理のために以下のように分類することで効率化を図ります。

- **予防保全型管理**：日常的な維持管理に加え、現地調査により把握した健全度判定に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測したうえで施設の保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として、日常点検や定期点検を活用し計画的な修繕・改築を行うこと。
- **事後保全型管理**：日常的な維持管理により、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築のこと。

■長寿命化対策

定期的な点検と計画的な修繕により、施設の劣化を軽減し、事故を未然に防ぐとともに施設の延命化を図ります。



	計画策定前	計画策定後
供用期間	短期間	長期間
ライフサイクルコスト	更新費がかかるため、ライフサイクルコストが 高くなる 。	未然に修繕するためライフサイクルコストが 低くなる 。

※ライフサイクルコストの削減

公園施設の開設から更新までの期間に要する費用（設置費・修繕費）を計画的に修繕することで、単年度当りの費用の削減を目指します。

2. 公園施設の現況(点検結果)

2-1 点検の判断基準

総合判定におけるA B C Dの各判断基準は以下のとおり。

- A……… 修繕の必要が無く、通常点検で管理するもの。
- B……… 修繕の必要は無いが、通常点検のほか定期的な観察が必要なもの。又は、当面は軽微な維持管理の中で対応していくもの。
- C……… 事故に繋がらないが、部分的な修繕により利用可能なもの。又は、部分的な修繕が必要とされるもの。
- D……… 事故に繋がる恐れがあり、緊急な修繕(更新・改築)が必要とされるもの。又は、施設使用の中止措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕が必要なもの。

2-2 点検施設集計

公園種別	箇所数
街区公園	20
総合公園	1
運動公園	1
都市緑地	4
墓園	1
合計	27

施設区分	施設数
園路広場	174
修景施設	40
休養施設	252
遊戯施設	42
運動施設	414
教養施設	13
便益施設	125
管理施設	459
その他の施設	168
合計	1,687

2-3 点検結果

施設区分	全施設数	総合判定結果			
		A	B	C	D
園路広場	174基	26基 (15%)	143基 (82%)	5基 (3%)	0基 (0%)
修景施設	40基	4基 (10%)	36基 (90%)	0基 (0%)	0基 (0%)
休養施設	252基	27基 (11%)	202基 (80%)	23基 (9%)	0基 (0%)
遊戯施設	42基	0基 (0%)	7基 (17%)	26基 (62%)	9基 (21%)
運動施設	414基	117基 (28%)	291基 (70%)	6基 (2%)	0基 (0%)
教養施設	13基	1基 (8%)	11基 (84%)	1基 (8%)	0基 (0%)
便益施設	125基	33基 (26%)	84基 (67%)	8基 (7%)	0基 (0%)
管理施設	459基	55基 (12%)	367基 (80%)	36基 (8%)	1基 (0%)
その他の施設	168基	1基 (1%)	165基 (98%)	2基 (1%)	0基 (0%)
合計	1,687基	264基 (16%)	1306基 (77%)	107基 (6%)	10基 (1%)

■施設区分の施設内容

- 園路広場：園路広場(アスファルト系舗装、コンクリート系舗装、平板舗装)、階段など
- 修景施設：花壇、モニュメント、池、噴水
- 休養施設：ベンチ、四阿、シェルター、野外卓
- 遊戯施設：ぶらんこ、すべり台、雲梯、シーソー、複合遊具、健康遊具など
- 運動施設：野球場、テニスコート、パークゴルフ場、ゲートボール場など
- 教養施設：記念碑、遺跡など
- 便益施設：駐車場、駐輪場、時計台、水飲場、手洗場
- 管理施設：門、柵、掲示板、標識、照明施設、手すり、車止めなど
- その他の施設：電気設備、排水設備

■点検結果より現状を把握

対象施設全体で解析すると「A」および「B」判定が併せて9割以上を占め、非常に良好な環境にあることがわかった。一方、各施設区分で見ると遊戯施設(つくも水郷公園)の約8割強が「C」及び「D」であり、今後は遊具の修繕・改築の維持管理時期にあるという結果となりました。

遊戯施設の主な劣化状況

- ・可動部における消耗品の劣化
- ・経過年による全体的な老朽化

以上が主な原因として挙げられます。遊戯施設は公園における事故率が最も高い施設であり、安全安心な公園づくりを目指すためには対策を講ずることが必須であります。

D判定となっている遊具は早急に更新をすることが必要であり、次いでC判定の施設は部品交換により、使用可能な施設も散見されたが、耐用年数等を勘案したうえで修繕・更新計画を策定する必要があります。

以上の結果を総合的に判断すると、遊具やベンチなどに劣化が見られることが判明しましたが、全体的な判定割合では非常に良好な状態を維持していることがわかりました。これらの結果は計画策定における基礎資料として活用されます。

※D判定施設の遊具については、消耗部品を交換することで、延命可能な遊具も散見できたことにより、総合的に勘案したうえで修繕・更新計画を策定します。その他の施設についても、定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努めていきます。

3. 課題整理と方針

3-1 課題の整理

点検結果を踏まえ現状の施設状態や維持管理状況を把握し、延命のために必要な維持管理手法、効率的な更新・改築や修繕の方法などの課題を整理し、施設の長寿命化を図るための方針の検討を行いました。

3-2 現況のまとめ及び課題と方針

現況のまとめ

- ・つくも水郷公園の遊戯施設において多数の劣化および規準不適合が確認されました。
- ・CおよびD判定と評価された施設も散見されました。



課題

- ・C及びD判定と評価された施設を最優先に対策を講ずる必要があります。
- ・住民から要望が出ている公園は適宜対応する必要があります。
- ・つくも水郷公園の遊具は優先的に修繕・更新改築を行います。



方針

- ・定期的な公園パトロールを実行し、劣化の状況を把握することにより、適切な時期に修繕改築を行います。
- ・更新や修繕により、機能回復を図り、塗装等による定期的な延命措置を施します。
- ・つくも水郷公園の施設を優先しつつも、他のC・D判定施設も並行して対策を講じます。

4. 長寿命化の方策

4-1 長寿命化を図るための具体対策

施設を延命させるためには、日常の劣化把握や効率的な予防保全管理が重要であり、適切かつ効果的な点検実施を目指します。

要領：「公園施設長寿命化計画策定要領(第2回改訂版)」
～北海道建設部まちづくり局都市環境課公園緑地グループより

点検種別	点検頻度
日常点検	巡回時または適宜実施
定期点検(遊戯施設)	5年に1回を標準とする
定期点検(遊具以外の施設)	5年に1回を標準とする
精密点検	適宜実施
臨時点検	適宜実施

効率的な維持管理のために以下のように分類することで効率化を図る。

- 予防保全型管理：日常的な維持管理に加え、現地調査により把握した健全度判定に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測したうえで施設の保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として、日常点検や定期点検を活用し計画的な修繕・改築を行うこと。
- 事後保全型管理：日常的な維持管理により、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築のこと。

4-2 改築(更新)サイクルの設定

改築(更新)のサイクルについては要領に則し「**処分制限期間^{※2}の2倍程度**」と設定することにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、突発的や人為的等により、改築・更新しなければならない状況が発生した場合は、処分制限期間を基準に事業化の対象となるため、適宜更新・改築する。

※2 処分制限期間：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)

4-4 公園の優先順位

士別市の方針としては、DおよびC判定と評価された施設を有する公園を優先に対応を図ることとしており、市民へ安心安全の提供を第一に掲げています。また、その他の判定項目も勘案した上で優先順位を定めています。

●公園の優先順位

優先順位	公園名	公園種別	D判定(基数)	C判定(基数)	供用年月日
1	つくも水郷公園	総合	8	34	S55.11.20
2	ふどう公園	運動	1	18	H8.4.2
3	弥生緑地	都緑	1	12	S57.10.1
4	ほくと公園	街区	0	0	S45.6.20
5	天塩川水郷緑地	都緑	0	6	H9.5.6
6	南郷児童公園	街区	0	0	S50.5.30
7	桜丘公園	街区	0	6	S49.8.17
8	西町児童公園	街区	0	7	S55.8.29
9	東山児童公園	街区	0	0	S52.8.13
10	しべつ公園	特殊	0	1	H5.3.1
11	ことぶき公園	街区	0	6	S53.8.23
12	宮下公園	街区	0	4	S50.8.9
13	ほくせい公園	街区	0	1	S44.10.31
14	開拓記念公園	街区	0	2	S34.7.10
15	あすなる公園	街区	0	3	S46.9.3
16	駅南児童公園	街区	0	2	S62.4.1
17	あけぼの公園	街区	0	1	S48.8.16
18	剣淵川緑地	都緑	0	1	H3.3.5
19	東丘児童公園	街区	0	0	S60.11.18
20	若草児童公園	街区	0	0	S51.8.10
21	ひばり児童公園	街区	0	0	S56.12.3
22	中央公園	街区	0	3	S31.10.15
23	西香園	都緑	0	0	S59.8.29
23	さつき児童公園	街区	0	0	H11.3.1
23	観月児童公園	街区	0	0	S47.11.1
23	あおば児童公園	街区	0	0	S57.10.4
23	丸武児童公園	街区	0	0	S58.11.10
	合計		10	107	

●公園序列における判定項目

1. 健全度判定の「C及びD」を主眼に置き、D判定を最優先としながら量的多寡により、序列を優遇する。
2. つくも水郷公園のように、誘致圏を広域に有する公園は、市の重要な公園として優遇する。
3. D判定施設更新後、C判定施設で対応緊急度が高く施設数の多い公園から優遇する。

上記のように序列化を行っていますが、突発的な対応や住民からの要望等がある場合は、臨機応変に対応するため本序列は案として提示します。

4-6 情報管理と計画の見直し

本計画をもとに、公園維持管理の向上と施設の延命化によるライフサイクルコストの縮減を継続して行くため、今後は地域住民の協力のもと、維持管理に取り組むことが理想的である。また、長寿命化対策の実施内容は、実施した維持管理の内容を踏まえて、毎年適宜修正・補完していくローリング方式によることが望ましい。更に、計画の見直しは定期点検の頻度と併せると、より効果的なことから**5年を標準として本計画の見直しを行うことを目標とします。**

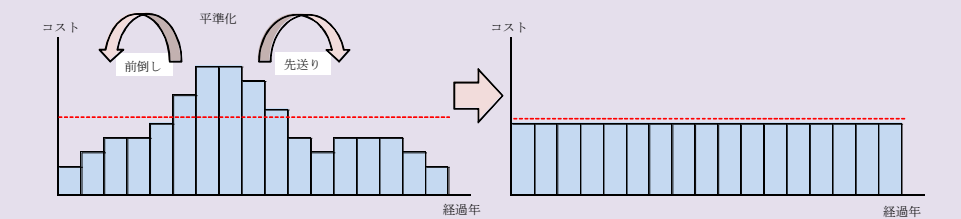
4-3 更新改築・修繕の計画期間

計画期間は、公園数や施設数、長寿命化に要する費用などを勘案し、平成27年度から平成36年度の10年間で実施し、**D判定の施設を最優先に対策を講ずるとともに、C判定された施設を適宜、更新改築・修繕を実施します。**

4-5 年次計画の平準化

長寿命化計画の更新と共に実施する都市公園整備事業(遊具更新)との整合性を図りながら、単年度に事業費が集中しないよう年次計画の平準化を計ります。

平準化のイメージ



最優先となる公園はつくも水郷公園、ふどう公園、弥生緑地などであり、次いで街区公園などが続きますが、今後も使用状況により劣化状況が変化するため、対策を講ずる公園の優先順位が入れ替わる可能性があります。そのため、日常点検や定期点検による劣化状況を把握し、それらの情報をもとに毎年の予算要望において対策を行う公園の見直しが必要になります。